第３節　制度のまとめ

許可を必要とする開発（法第10条の２第１項）

①対象：地域森林計画（法第５条）の対象となる民有林

②規模：道路の開設・改良の場合は１haを超え、かつ、車道幅員が３ｍを超えるもの
太陽光発電設備の設置に係る場合は、0.5haを超えるもの
その他土地の形質変更を行う場合は、１haを超えるもの（施行令第２条の３）

③除外：保安林、保安施設地区、海岸保全区域

許可を必要としない開発（法第10条の２第１項）

①　国、地方公共団体等の行うもの
②　非常災害のために必要な応急措置
③　森林の土地の保全に著しい支障が少なく、かつ、公益性が高い事業で省令で定めるもの

連絡調整協議（県規則）

申請に必要な書類

（施行規則第４条）

申請書（開発の場所・面積・目的・期間を記載）、位置図、区域図、計画書、開発地の権利者の同意書、開発者の法人登記簿等

（県要領）

利害関係者同意書、各種計画図　等

許可申請（法第10条の２第１項）

関係市町村長に意見聴取（法第10条の２第６項）

下流河川等管理者との協議（県要領）

他法令との調整

地域振興局

審査

※10ha超

治山課

審査

新潟県森林審議会（林地保全部会）に意見聴取（法第10条の２第６項）

※ 10haを超えるもの
※ 変更で２割又は５haの増

標準処理期間（県規程）
（治）：地域70日＋治山20日
（地）：地域振興局 90日

不許可

※法第10条の２第２項各号のいずれかに該当する場合

※法第10条の２第２項の各号（右の許可基準）に該当しない場合は許可しなければならない

【許可基準】

森林の現に有する**災害防止機能**（法第10条の２第２項第１号）

① 開発行為により周辺の地域で土砂の流出又は崩壊等の災害を発生させるおそれがあるかどうか

⇒　**防災施設の設置**

森林の現に有する**水害防止機能**（法第10条の２第２項第１号の２）

② 開発行為により当該機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがあるかどうか

⇒　**洪水調整池の設置**

森林の現に有する**水源かん養機能**（法第10条の２第２項第２号）

③ 開発行為により水の確保に著しい支障を、およぼすおそれがあるかどうか

⇒　**必要に応じ貯水池等の設置**

森林の現に有する**環境保全機能**（法第10条の２第２項第３号）

④ 開発行為により周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるかどうか

⇒　**残置森林の確保**

【配慮事項】

森林の機能判断に当たっては、森林の保続と培養及び森林生産力の増進に留意する（法第10条の２第３項）

監督処分

＜違反＞法第10条の３第１項
① 無許可開発
② 許可条件違反
③ 不正な手段によって許可を受けた開発
⇒開発行為の中止命令、復旧命令

＜公表＞法第10条の３第２項
中止、復旧命令に正当な理由なく従わなかった場合は必要な事項を公表できる

罰則（法第206条）
① 無許可開発
② 許可条件違反（森林の有する公益的機能の維持施設の設置、維持管理に限る）
③ 監督処分命令違反
３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

許可

10ha以下：振興局長
10ha超　：知事

許可条件

着手・完了・災害発生等の届出、森林の有する公益的機能を維持管理するために必要な施設の先行設置、施行状況の報告等（法第10条の２第４項）

森林の公益機能維持のため必要最小限度に限り、かつ、不当な義務を課してはならない（同第５項）

開発行為実施

完了確認（県要領）

許可後の指導監督

① 原則年２回の現地パトロール
② 毎年11月末の施行状況を報告（県規則）